

建築関係の建設コンサルタント業務における第三者照査実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、山口県調査・設計等業務委託に係る低入札価格調査要領（以下「調査要領」という。）11(2)に定める建築関係の建設コンサルタント業務における第三者照査について、必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この要領において「第三者照査」とは、次条第2項に定める第三者照査者が、調査対象者が作成する成果物の内容について、第5条第1項に定める照査を行うことをいう。

(資料の提出)

第3条 調査要領の調査・設計等業務委託に係る低入札価格調査判断基準（10）に定める「第

三者照査概要書」(様式10)中

住 所 商号又は名称 代表者氏名

とあるのは、

「

住 所 商号又は名称 代表者氏名 建築士事務所名 登録年月日 登録番号
--

と読み替えるものとする。」

2 第三者照査を行う者（以下「第三者照査者」という。）が、構造及び設備等の照査を別の者に委託する場合には、前項の「第三者照査概要書」(様式10)には、委託する全ての者について記入するものとする。

(第三者照査の資格等)

第4条 第三者照査者及び配置する技術者は、調査要領別紙1「第三者照査を行う者の要件」による。

2 第三者照査に要する費用は、全て調査対象者の負担とする。

(照 査)

第 5 条 第三者照査者には、別表に定める照査を行わせるものとする。

2 調査対象者は、業務の着手に先立ち、別表の照査内容に基づく「照査計画書（任意書式）」を提出するものとする。

3 調査対象者は、業務完了通知書に第三者照査者が前項の照査計画書に基づき行った照査結果を「照査報告書（任意書式とし、第三者照査者及び配置する技術者の記名押印）」としてとりまとめたものを添付し、提出するものとする。

(協議の立会)

第 6 条 監督員が必要と認めた場合、調査対象者は監督員等との協議に、第三者照査者を立会させなければならない。

(瑕疵に対する措置)

第 7 条 調査対象者が提出した成果物に瑕疵があった場合、建築設計等競争入札参加者選定において、当該第三者照査者を回避する措置を講ずることができるものとする。

附 則

この要領は、平成 27 年 7 月 1 日以降入札公告又は指名通知する競争入札に係る業務委託に適用する。

別表

設計種別	照査項目	照査対象(設計図書)	照査方法	報告時期
基本設計	設計条件の確認	配置計画、平面計画、断面計画、仕上げ表	各計画に設計条件が適切に反映されていることを確認する。	基本設計の承認時
	法令適合の確認	基本設計図の法令適合(建築基準法、消防法、その他基本設計に関わる法令)	基本設計が対象法令に適合していることを確認する。	〃
実施設計	基本図の確認	配置図、平面図、立面図、断面図、仕上げ表等	基本設計図が適切に反映されていることを確認する。	基本図の承認時
	意匠図、構造図及び設備図の確認	意匠図、構造図及び電気設備・機械設備図	各図面間に不整合がないことを確認する。	成果物の提出
	構造図の確認	構造図及び構造計算書	構造図と構造計算書との間に不整合がないことを確認する。	〃
	構造計算の確認	構造計算書	受託者が構造計算し作成した構造計算書が適正であることについて、第三者照査者が同じ構造計算を行うことにより確認する。	〃
	数量積算の確認	数量積算書	受託者が積算し作成した数量積算書が適正であることについて、第三者照査者が同じ積算を行うことにより確認する。	〃
	工事費積算の確認	工事費内訳明細書	・受託者が作成した工事費内訳明細書について、採用したRIBC単価及び刊行物単価の適切性を確認する。 ・工事費内訳明細書の記載数量と数量積算書に不整合がないことを確認する。 ・徴収した見積書について、徴収業者、見積内容及び価格の適切性について確認する。	〃
	法令適合の確認	図面全般	設計建築物が建築基準法、消防法及び省エネ法等、当該設計建築物に係る対象法令に適合していることを確認する。	〃
全般	その他	上記の他、監督員が指示する設計図書	監督員が指示する方法	監督員が指示する時期